

# ○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所職務発明に対する 補償金の支払い要領

平成16年 3月31日  
制 定

平成16年11月29日改正

平成19年 3月30日改正

## (目的)

第1条 この要領は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発明規則第13条及び第14条の規定に基づき、特許等に係る発明等を行った研究員等（以下「発明者」という。）に対する補償金の支払いについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (登録補償金)

第2条 理事長は、職務発明に係る特許権の登録がなされた場合は、その発明者に対し国内特許権の場合は別表1に、また、外国特許権の場合は別表2に従い、登録補償金を支払うものとする。ただし、その発明者が複数の場合は、寄与度に基づきその補償金を配分するものとする。

## (実施補償金)

第3条 理事長は、知的財産権の実施若しくは処分により収入を得た場合は、その発明者に対し毎年1月1日から12月31日の間に得たこれらの収入に応じ、別表3に従い実施補償金を支払うものとする。

## (退職者または権利を承継した相続人に対する補償)

第4条 第2条または第3条の規定は、退職した発明者または補償金の支払いを受ける権利を承継した相続人への補償金の支払いに準用する。

## (考案への準用)

第5条 第2条の規定は、職務発明に係る実用新案権の登録に対する登録補償金の支払いに準用する。この場合において、別表1及び別表2中「7,500円」とあるのは「2,500円」に、「1,500円」とあるのは「500円」に読み替えるものとする。

## (意匠の創作への準用)

第6条 第2条の規定は、職務発明に係る意匠権の登録に対する登録補償金の支払いに準用する。この場合において、第2条中「国内特許権の場合は別表1に、また、外国特許権の場合は別表2に従い、」とあるのは「権利1件につき3,000円」に読み替えるものとする。

## (補償金の支払い)

第7条 第2条から第6条の補償金の支払いの手続については、次の各号によるものとする。

- 一 理事長は、補償金の支払いを行うときは、発明者に通知する。
- 二 理事長は、第4条に規定する退職した発明者または補償金の支払いを受ける権利を承継した相続人への補償金の支払いについては、当該権利者から補償金の支払い請求により行うものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表 1 登録補償金

(国内特許権に適用)

登録補償金	権利 1 件につき, 7,500円に一請求項(特許請求の範囲に記載された一請求項をいう。)につき1,500円を加えた額
-------	---

別表 2 登録補償金

(外国特許権に適用)

登録補償金	権利 1 件につき, 7,500円に一請求項(特許請求の範囲に記載された一請求項をいう。)につき1,500円を加えた額
-------	---

別表 3 実施補償金

収入	補償金の額
100万円以下の金額	収入 × 100分の50
100万円を超える金額	(収入 - 100万円) × 100分の25 + 50万円